

「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」の締結について

福岡市では、近年の、頻発する災害に備え、災害発生時に被災者の方の居住の確保が迅速に行えるよう、対応体制の構築に取り組んでおり、これまで、災害時における民間賃貸住宅の提供や応急仮設住宅の建設について、関係団体（全6団体※）と協定を締結しています。

この度、更なる体制強化のため、福岡県や北九州市とともに、**公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部**と**民間賃貸住宅の提供について、協定を締結**しましたのでお知らせします。

応急仮設住宅とは

居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対して家賃等を無償で提供する住宅

記

1 協定書締結日

令和6年6月14日（金）

2 協定の相手方

公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部

3 協会の主な協力内容

- ・平常時から、会員等への応急仮設住宅の制度の周知
- ・被災時に、被災者が入居できる民間賃貸住宅の情報提供 等

➡ **被災者へ迅速にまとまった数の提供が可能になります。**

▼ 既に協定を締結している関係団体

① 「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」

- 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

② 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」

- 一般社団法人全国木造建設事業協会
- 一般社団法人日本木造住宅産業協会
- 一般社団法人プレハブ建築協会
- 福岡県建築物災害対策協議会

【問い合わせ先】

住宅都市局住宅部住宅計画課

担当：上川、田北

電話 092-711-4548（内線 3415）